

Title	中世の時間認識とmemoria
Sub Title	Memoria und Zeitperspektive im Mittelalter
Author	岩波, 敦子(Iwanami, Astuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.3 (1997. 3) ,p.65(385)- 78(398)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970300-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世の時間認識と memoria

I. 中世社会と memoria

ヨーロッパ中世史に一度足を踏み入れたものは、すぐにそこが我々とは異なる時間・空間意識⁽¹⁾に支配されていることに気付く。人々は、教会の鐘の音で時刻を知り、⁽²⁾自らの身体で体験した距離で世界を認知した。そこは一律の尺度でもって計られる客観的世界では無く、極めて主観的な、感覚的に理解された社会であった。このようなアントロポローギッシュな時間・空間意識と並んで、中世世界を規定していたのはキリスト教の救済史的認識論である。人の生と死という根源の問題と向き合うとき、魂の救済と時間認識は切り離すことのできない意味を持ってくる。我々が生きている現世の向こう側にも直線的時間が支配しており、それは神による人類の救済とい

う永遠のときを指向していると中世人は理解していたのである。絶対時間である永遠の生が人々の関心の的であり、⁽³⁾神の救いである永遠を得ることこそが現世に生きる我々に課せられた義務であった。そしてこの永遠の救いを得るためには最後の審判に際して、天国へはいることを許された者の中にその名が挙げられなければならない。かつたのである。すなわち、この名前のリスト Liber⁽⁴⁾itas から漏れた者は天国へはいることを拒否され、神の救いという永遠のときをも失うのであった。死という現世からの別離を迎えた者は、忘却という危険に身を晒す。人々から忘れ去られることは、同時に神の前でも生きた証しが失われると考えられていたのである。

このようなキリスト教の世界観に規定されていたヨーロッパ中世世界で、死者を想起することを意味する

岩波 敦子

memoriaに決定的な価値が付与されたのは何等驚くに値しない。死者を想起することは取りも直さず、自らの永遠の生を保障したからである。

- (1) 河原温 『中世ヨーロッパの都市世界』 山川出版社 一九九六年。
- (2) 樺山紘一 「時間の社会史—遊戯の時間へ」 『時間と空間の社会学』 所収 岩波書店 一九九六年。
- (3) Friedrich Ohly, *Der Zeitenraum und das liturgische Zeitgedächtnis*, in: *Schriften zur mittelalterlichen Bedeutungsforchung*, Darmstadt 1977, S.254-267.
- (4) Vgl. Karl Schmid-Joachim Wollasch (Hg.), *Der Liber vitae der Abtei Corvey*. Teil 2: Studien zur Corveyer Gedenküberlieferung and zur Erschließung des *Liber Vitae*. (Veröffentlichungen der Historischen Kommission für Westfalen XL = Westfälische Gedenkbücher und Necrologien 2, Teil 2) Wiesbaden 1989.

II. 研究動向

中世のキリスト教信仰の根本に深く関わるこの memoria が重要な研究テーマの一つとして中世キリスト教史研究者の注目を集めてきたのは、意外なことに一九六〇年も後半にはいつてからである。カール・シュミート、ヨアヒム・ヴォラツシュを中心とする研究グループ

が精力的に活動を続けてきたが、シュミートそしてその退官後ヴォラツシュが南西ドイツのフライブルクから北ドイツのミュンスターに移った後も、その主力メンバーは若手研究者を育成しつつ成果を漸次発表してきた。memoria 研究に関してシュミート、ヴォラツシュが、一九六七年に問題提起をしてから研究も進み、最初に提示された問題点はほぼ克服されたかのである。研究対象領域はドイツのみならず、フランス・北イタリアにも及んでおり、綿密な一次史料批判に基づく文献学的にも精度の高い研究が発表されている。日本でもこの研究グループの成果は紹介されているが、近年になってこれとは異なった視点を持った研究が主として英米の研究者によってなされてきている。⁽⁵⁾ この新しい研究動向は単に歴史学という枠にとどまらずに、文学、文化人類学など隣接諸学問からの積極的なイニシアチブに負うところが大きい。⁽⁶⁾ それら新しい研究の中で memoria は古典学の受容という視点から扱われ、⁽⁷⁾ これによって中世特有の memoria Ⅱ 死者の想起という図式だけでは、中世社会を複合的に捉えるには不十分である点が明らかとなってきた。

以下、この論考では現在の研究動向を踏まえつつ、中

世に生きた人々が memoria という概念のもとで何を理解したのか、 memoria が何を表現し得たのかを主として十二世紀の行政文書を用いながら見ていく。救済と時間感覚が切り離せない関係にあることは先に述べたが、時間という超越的存在を神の被造物である人間が克服していく上で、救済を求める人から神への積極的な働きかけの行為である memoria が、いかなる役割を果たし得たのかに焦点を当てたい。その際、 memoria がその意味範囲を拡大していく過程と十二世紀に始まる文書行政の拡大とを関連させ、慣習法から成文法へとまさに移行していくこの時期、人々のメンタリテートにどのような変化が看取されるのかを明らかにしたい。

- (1) Karl Schmid-Joachim Wollasch, Die Gemeinschaft der Lebenden und Verstorbenen in Zeugnissen des Mittelalters, in: Frühmittelalterliche Studien 1 (1967), S.365-405; Karl Schmid-Joachim Wollasch, Societas et Fraternitas. Begründung eines kommentierten Quellenwerks zur Erforschung der Personen und Personengruppe des Mittelalters, Berlin-New York 1975; Schmid, K., Das liturgische Gebetsgedenken in seiner historischen Relevanz, in: Freiburger Diözesan-Archiv 99 (1979), S.20-44; Ders., Gebetsgedenken und adliges Selbstverständnis im Mittelal-

ter. Ausgewählte Beiträge. Festgabe zu seinem sechzigsten Geburtstag, Sigmaringen 1983, S.620-664; Karl Schmid-Joachim Wollasch (Hg.), Memoria. Der geschichtliche Zeugniswert des liturgischen Gedenkens im Mittelalter. München 1984; Ders. (Hg.), Gedächtnis, das Gemeinschaft stiftet. München-Zürich 1985; Wollasch, J., Gemeinschaftsbewußtsein und soziale Leistung im Mittelalter, in: Frühmittelalterliche Studien 9 (1975), S.268-284.

(2) 註(1)参照。

(3) Vgl. Hermann Kamp, Memoria und Selbstdarstellung. Die Stiftungen des burgundischen Kanzlers Rolin. 1993 Sigmaringen; Christine Sauer, Fundatio und Memoria. Stifter und Klostergründer im Bild 1100 bis 1350. Göttingen 1993; Thomas Frank, Studien zu italienischen Memorialzeugnissen des XI. und XII. Jahrhunderts. Berlin—New York 1991.

(4) 早川良弥 「社会的結合」 西欧中世史 [上] — 継承と創造—佐藤彰一／早川良弥編著 ミネルヴァ書房 一九九五; 早川良弥 「ヨーロッパ中世前期における貴族の親族集団」 西洋史学 二二二 (一九八二) 一四三—一六三頁。

(5) Janet Coleman, Ancient & Medieval Memories. Studies in the Reconstruction of the Past. Cambridge 1992; Patrick J. Geary, Phantoms of Remembrance. Memory and Oblivion at the End of the First Millennium. Princeton 1994.

- (6) Anselm Haverkamp und Renate Lachmann (Hg.), Memoria. Vergessen und Erinnern. München 1993. Aleida Assmann, Dietrich Harth (Hg.), Mnemosyne. Formen und Funktionen der kulturellen Erinnerung. Frankfurt a. M. 1991.

- (7) Vgl. Mary Carruthers, The Book of Memory. A Study of Memory in Medieval Culture. Cambridge 1990.

III. 古典文化の memoria 論

ヨーロッパ中世史では、memoriaとは第一に死者を想起する信仰上の行為として理解されていたが、我々が memory という語からすぐ類推するところの記憶という語義が存在しなかつたわけでは無い。ギリシャ・ローマの古典文化以降、人間の記憶の問題は様々に形を変えて論じられてきた。アリストテレスは認識論の立場において人間の記憶と時間の経過の相関性について扱い、⁽¹⁾キケロを初めとするローマの修辞学者達は修辞学のテクニクの一つとして記憶術を論じた。⁽²⁾だが、特に人間の記憶と時間の経過が密接に絡み合っていることを論じたのはアウグステイヌスである。⁽³⁾アウグステイヌスは memoriaこそが、神と人とを結ぶ信仰の源であると論じ、⁽⁴⁾時間軸を越えて作用するその力を神の恩寵であるがゆえと理解

した。⁽⁵⁾アウグステイヌスにとって、memoriaを論ずることは取りも直さず信仰とは何かを論じることの意味したのである。このアウグステイヌスの memoria 理解は、様々に形を変えながら中世を通じ連綿と受け継がれていた。⁽⁶⁾中世のキリスト教典礼の中での memoria すなわち死者台帳 Liber memorialis に記帳された死者の名前をそれぞれの命日のミサに際して唱える行為も元々はこのアウグステイヌスの memoria 理解に端を発するものであった。この典礼としての memoria が定式化していく過程で、古典文化で盛んに論じられた memoria は純粋な認識論を次第に離脱し、緊密な氏族集団或いは信仰集団を形成する社会基盤としての側面が強調されるようになる。⁽⁷⁾すなわち、過去を想起することを意味する memoria は伝統と結び付き、これにより社会性を帯びた理念となつたのである。ギリシャ哲学が再び積極的に西欧ヨーロッパに伝えられるまで、認識論において memoria が論じられることはなかつた。他方、十二世紀に古典文化が社会的要求に応じた形で再び学芸の中心となると、修辞学での memoria 論が再び脚光を浴びることになる。⁽⁸⁾サン・ヴィクトールのユーグは、キリスト教典札から離れて学問を学ぶ際に有益な記憶術とは何かを

tis gestorum, id est personis locis temporibus, in: Speculum 18(1943), pp.484-493; Ivan Illich, Im Weinberge des Textes. Als das Schriftbild der Moderne entstand. Ein Kommentar zu Hugos Didascalicon. Frankfurt a. M. 1991.

IV. 行政文書の中の memoria

この多岐にわたる memoria 像を全て網羅して扱うことは、拙稿の意図するところではない。寄進、或いはミサの際に表現される memoria は、無論のこと死者を想起するというコンテキストで理解されるべきだし、一方修辞学を論じたテキストでは memoria とは記憶術と同義で用いられていた。

以下の論考では、神聖ローマ帝国皇帝の公文書、司教文書(書誌学上は私文書として扱われる司教文書も含む)の冒頭部分 *Arenza* (= *preamble*) に表出する *memoria* に注目し、この概念がいかなる文脈で用いられただかを分析することを目的とする。文書作成の理由付けの部分にあたる *Arenza* は、地域、時期に応じてその長さ、内容そして表現力に差があり、類型化することは危険である。しかしながら、分析の過程でその傾向を探ることは可能であり、地域間による格差から分布の時間的ずれを確認できると考えられるからである。

(1) 公文書の性格

現代に生きる我々は定められたことを文書の形で記録することに慣れていて、文書保存は最も安全で確実なレファレンス・システムだと理解されている。何かを文字化して伝えるという段階だけをとってみればコミュニケーション手段としてのコンピュータでさえ、従来の文書保存と大きく異なるわけではない。現実が必ずしも真理と同質では無く、不成文法である慣習法によって規定されていたヨーロッパ中世社会では書かれざるもの、人々の記憶にあるものが規範として一般に通用していた。聴覚による言語理解を前提とし、圧倒的に文盲率の高かった時代に文字を操ることができたのはヨーロッパでは聖職者を中心とする知識人階級であった。文書作成に用いる羊紙皮が高価であったために文書の形で記録されるものは限定されており、いわゆる装飾文字で書かれた文書はそれ自体神秘的な意味を持っていた。神の言葉を記すこと、それは限られた人々が従事すべき聖なる行為だったのである。他のヨーロッパ諸国と比較して当時文書化が進んでいたイタリアでも、相続・商業取引などの覚え書きが一般に使われるようになったのは十二世紀後

半から十三世紀になってからであった。⁽²⁾このように文書そのものが別の性格を有していた中世ヨーロッパ世界で、俗的行為を文書の形で記録することによって後世の人々のレファレンスを可能にしようとしたことは一つのパラダイグマの転換点といつてよい。⁽³⁾こうした流れの中で元来記憶を意味する *memoria* はいかなるコンテキストで立ち現れてくるだろうか。

(1) Heinrich Fichtenau, *Arenga. Spätantike und Mittelalter im Spiegel von Urkundenformeln*. Graz-Köln 1957.

(2) Vgl. Thomas Behrman, "Ad maiorem cautelam". Sicherheitsdenken, Zukunftsbewußtsein und schriftliche Fixierung im Rechtsleben der italienischen Kommunen, in: *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 72 (1992), S.26-53.

(3) Brian Stock, *The Implications of the Literacy: Written Language and Models of Interpretation in the Eleventh and Twelfth Centuries*. Princeton 1983; ハーゲン・ケラー 西川洋一訳「中世の伝承に見るヨーロッパ文字文化の発展―一所見と考察―法學雜誌二七(二)一九九〇、一六五―一八七頁。

(2) *memoria* が用いられるコンテキストの変化

既に述べたように、*memoria* が意味するところはそのテキスト自身の性格に規定されており、テキストによってその語義に或る方向性を読み取ることが可能である。この論考ではまず最初に、中世初期より文書が比較的多く保存され、十二世紀に飛躍的に文書行政が伸びた⁽¹⁾マインツの大司教が発布した文書を取り挙げる。さらにスタブロとコルヴァイという二つの帝国修道院の修道院長であり、コンラート三世、ロタール三世そしてフリードリヒ一世と三人の皇帝に使え、皇帝書記官として⁽²⁾第一の職にあつて文書作成に直接関与していたヴィーバルトの作成した皇帝文書と比較し、十二世紀に広く見られる行政文書中の *memoria* が用いられるコンテキストの変化を浮き彫りにしたい。

(1) Karl-Heinz Ullrich, *Die Einleitungsformeln (Arengen) in den Urkunden des Mainzer Erzbischofs Heinrich I. (1142-1153)*. Marburg 1961; Wilfried Schöntag, *Untersuchungen zur Geschichte des Erzbistums Mainz unter den Erzbischöfen Arnold und Christian I. (1153-1183)*.

Darmstadt und Marburg 1973; Siglinda Oehring, Erzbischof Konrad I. von Mainz im Spiegel seiner Urkunden und Briefe (1161-1200), Darmstadt und Marburg 1973.

(2) Franz-Josef Jakobi, Wibald von Stablo und Corvey (1098-1158). Benediktinischer Abt in der frühen Stauferzeit. Münster 1979.

(a) マインツ大司教の行政文書

十二世紀の公文書を特徴付けるのは、古典文芸の修辭学の復興による文体の変化である。公文書の序文にあたる Arenga は、文書を作成する *notar* に比較的自由な余地が残されていた部分であるが、それまでの短く無味乾燥で形式張った成句から、教養に応じて人々の心を映し出す豊かな表現へと移り変わっていった。必ずしも文書の作成を前提としていなかった十二世紀半ば、人々は文書作成の動機を「この行為が後の時の経過に従って忘れられたりないがしろにされたりすることのないように文書の形で記憶にとどめ、権威で以てこれを確認するものである。ne forte succedentium temporum vetustate veniant in oblivionem et negligentiam, scripto nostro memorie commendemus et auctoritate nostra corroboremus。」と記した⁽¹⁾。ここに人間という存在の不確かさ、避けることの

できない時の流れ⁽²⁾に対する意識を読み取ることが可能であろう。不確定な未来に於いて現在記されている文書が法的根拠となるように⁽³⁾という文脈は十二世紀に始まる文書化の過程と関連させて扱わなければならない⁽⁴⁾。ここで *memoria* は人間の特性の一つである記憶を即物的に表現しており、前述したキリスト教典礼上の *Memoria* が意味する信仰の源としての「想起」⁽⁵⁾とは明らかに異なる意味合いを持っている。前者は、十二世紀特に北フランスで盛んとなった修辭学の影響の表れと考えられ得る。クインティリアヌス、キケロ、そして中世では彼の作とされていた *Rhetorica ad Herennium* において *Memoria* は修辭学の根本的要素の一つとして論じられていたが、*fragilitas humanae conditionis* などの表現は十二世紀の政治的不安定の時代にあつて単に表層的な装飾語ではなく、真に現実味をもった言葉として理解されていたと言えるだろう。

行政文書への修辭学の影響は、実際に文書作成に当たった *notar* の文芸的素養によって左右された。次にその流麗な文体の故に行政文書ばかりでなく、外交文書としての書簡⁽⁶⁾の作成に於いて、神聖ローマ皇帝政治に大きな役割を演じたヴィーバルトの *memoria* 理解に目を向

Erscheinungsformen und Entwicklungsstufen. München 1992.

- (1) Mainzer Urkundenbuch, Bd.2.1, bearb. von P.Acht, Darmstadt 1968-1971, Nr.157 (1151).この文書の作成に
もたつた書記のメルノーは memoria を好んで用いた。
Vgl. a.a.O., Nr.159 (1151), Nr.173 (1152), Nr.252 (1160)
u.a..
- (2) A.a.O., Nr.252 (1160), der Notar Gernot: Generatio
advenit et generatio praeterit (vgl.Eccl.1.4), et cunctis re-
bus temporalibus ad casum tendentibus ne praesentium
facta per annorum revolutiones in oblivionem et neg-
ligentiam, opus est pietatis et providentiae futurorum ea
memoriae scriptis commendare et auctoritate privilegiorum
corroborare. Vgl. MGH DDF517 (1166), der Notar Ulrich
B: ne forte ob annorum revolutionem et hominum deces-
sionem et successionem veniant in oblivionem et neg-
ligentiam.
- (3) A.a.O., Bd.2.2, Nr.465 (1184), der Notar Heinrich:
idcirco dignum duximus factum rationabile sub nostri pre-
sentia emolumenti causa et spe future utilitatis peractum
tenaci superventure posteritatis memorie litterarum nos-
torum expressione commendatum et nostre auctoritatis
sigillo communitum inviolabiliter ac invariabiliter perpe-
tuo observandum transmittere.
- (4) Hagen Keller, Klaus Grubmüller u. Nikolaus Staubach
(Hg.), Pragmatische Schriftlichkeit im Mittelalter,
Erscheinungsformen und Entwicklungsstufen. München
1992.
- (5) Vgl. Urkundenbuch des Erzstifts Magdeburg, Teil 1
(937-1192), bearb. von F.Israel unter Mitwirkung von
W. Mollenberg, Magdeburg 1937, Nr.411 (1185): Cum
quibet vere karitatis opera apud deum sub eterna re-
muneracione refulgeant, iustum est, ut hec eadem in con-
spectu hominum in oblivionem non cadant, sed ad bone
operacionis exemplum sub perhenni memoria rutlent, in
posterorum. Ut itaque omnis nostra hec donacio saluti
anime nostre et parentum nostrorum proficiat, statimus
nichilominus, ut memoria nostra ac parentum nostrorum in
eadem ecclesia rediviva recordacione perpetuis temporibus
inobliviscibilis permaneat ita, quod in festo sancti Lamber-
ti uberior fratribus refectio provideatur et proxima die se-
quenti celebris nostri ac parentum nostrorum memoria
missarum ac commendacionibus, celebracionibus peragatur
et quingenti panes in elemosine largicione pauperibus
erogentur.
- (6) Monumenta Corbeiensia, hg. von P. Jaffé (Bibliotheca
rerum Germanicarum 1), Berlin 1864, ND Aalen 1964.
- (b) ヴィーバルトの作成した皇帝文書

スタプロとコルヴァイという二つの帝国修道院の修道
院長であったヴィーバルトは、在俗の聖職者であった他

の皇帝書記官達とは異なり、ベネディクト会の伝統の中にあつて修道院改革を実践した人物である。皇帝コンラート三世のもと彼によって作成された四〇以上の皇帝文書のうちに、特徴的な memoria 理解が見出だされる⁽¹⁾。それらは皇帝文書に於ける非常に早い時期の memoria の世俗化を示唆しているが、彼が一修道士として一一二〇年代に作成した文書において既に類似した表現が用いられている。熱心な修辭学の信奉者で、キケロニアンであつたヴィーバルトはリエージュ⁽⁴⁾そして恐らくはパリで教育を受けており、記憶術としての memoria 論に精通していたことは疑うまでもないが、単に記憶術として memoria を扱うのではなく、現在行われている出来事 rerum gestarum memoria を後世に伝えて過去の忘却によって生じる混乱争いを回避しようという積極的な未来志向が伺える。これは彼が治めていた二つの帝国修道院が混乱紛糾のただなかにあつたという歴史的文脈において理解されなければならないが、ヴィーバルトの memoria 理解が神聖ローマ帝国皇帝文書としてさらには司教文書にも一つのインパクトを与えたことは間違いないだろう⁽⁶⁾。類似した memoria 理解即ち文書の形で保存することによって記憶を相対化するという思考は十二世

紀初頭までに既に北イタリア、北フランスの司教文書に見出だされる。奇しくもこの時期法の規範化がヨーロッパでは推し進められており、それぞれの地域でのローマ法の継受と慣習法の後退とを端的に示していると言えるだろう。

このように中世初期においては死者の想起と同義で用いられた memoria は、十二世紀になると次第に語義を広めて記憶を意味するように成る。「記憶というものは不確かである。なぜならそれは人間のほかなさと結び付いているものだからである。」という表現が好んで用いられるようになる。その背後には、中世ヨーロッパの世界観を揺るがした叙任権闘争に代表される政治的不安定があるに違いない。しかしながら一見ペシミスティクなその言葉の裏には、あやふやな記憶を文書で保存することによって後にレファレンス可能な形にとどめるといふ強烈な未来志向が存在している。時間という人間を超越した存在を克服するための手段としての文書は、従来の閉ざされた生活空間ばかりでなく時間認識をも開放する力を持つていた。古典文化では発話行為と結び付いていた memoria は十二世紀には視覚的な文書という形式で計測可能な時間軸を設定したのである。

- (1) MGH DDK III.90 (1143) : ut posterorum memoriam scriptis evidentibus transmittantur, ne postmodum inde ulla oblivionis vel erroris occasio valeat oboriri; DDK III.125 (1145).
- (2) 皇帝文書において類似した memoria 理解が見られるのは一六〇年代以降である。
- (3) Halkin-Roland, Recueil des chartes de l'abbaye de Stavelot-Malmédy I, Bruxelles 1909, Nr.143 (1124) ; Nr.145 (1126).
- (4) Vgl. Cicero codex. Berlin, Stiftung Preussischer Kulturbesitz Hs.lat.fol.252; Jakobi, a.a.O., S.269f.
- (5) Jakobi, a.a.O., S.40ff.
- (6) ヴィーバルトはロンラート三世の皇帝文書作成に当たり指導的立場にあり、修辞学の素養をもった彼の表現が他の notari に受け継がれた。類似した表現が他の司教文書にも見出だされる。
- (7) Vgl. Benoît-Michel Tock, Une chancellerie épiscopale au XIIe siècle: le cas d'Arras, (Publications de l'Institut d'Études Médiévales: 12 Louvain-la Neuve 1991.

V. 中世の救済史観と時間認識

十一世紀までの歴史叙述が段階的な歴史理解であったのに対し、十二世紀の歴史観を特徴付けるのは発展史的歴史認識である。⁽¹⁾ この新しい歴史観は過去—現在—未来

という機軸の中にこそ神の意思が隠されていると考え、救済が完結する未来から演繹的に歴史を捉えるのではなく、過去を包含する現在が未来を生み出す原動力であると理解し、現在に積極的評価を与えるものであった。この発展史的歴史観は現世に対する当時の鋭敏な感覚を反映しており、オットー・フォン・フライジングを代表とする世界年代記がこの時期輩出したその背景には、この世の移り変わり *instabiles mundi* を目の当たりにし、それに意味付けを与えようとする人々の試みが伺えるだろう。自ら述べているように彼の手に成る『年代記或いは二つの都市』は、アウグスティヌスの『神の国について』を手本にしつつオロシウスの歴史叙述の影響を色濃く受け成立した作品であるが、十二世紀前半の叙任権闘争以降の混乱の時代を象徴すべく、ペシミスティックな世界観が基調に流れている。我々はどこへ向かうのかという彼の問い掛けは、変わらざるものが最もよいものであると考えていた中世人の心の動揺を如実に示していると言える。

オットーの最初の著作である『年代記或いは二つの都市』の中で繰り返し言及される事物の推移 *mutabilitas rerum* は、同じオットー・フォン・フライジングの『フ

リードリツヒの業績』では両作品の性質の違いのためもあるが影を潜め、その代わり移りゆくものを肯定し、それを記録に残すことによつて後の世の習いとするという積極的な現世志向―オットーの事実の選択にはかなり恣意性が見られるにしても―が看取される。被造物である人間の行為一つ一つの背後には神の意思が働いており、全体として調和が取れていると考えられていたのである。十二世紀を代表する知識人であつたオットーによるこの二つの作品に見出だされる現世に対する位置付けの相違は、人々の意識の変化を映し出しているといえるだろう。⁽²⁾十二世紀に顕在化する新しきもの・現在存在するものに対する強い関心は、⁽³⁾社会を規範化し、一定の法則でもつて把握しようとする動きとなつて表われた。十二世紀半ばに始まるローマ法註釈などの文書化の推進は慣習法に支配されていた行政にまで変革をもたらした。⁽⁴⁾十二世紀ヨーロッパでこの時期広範囲に渡つて公文書の数が飛躍的に増大したことがこれを端的に示している。⁽⁵⁾

時の推移に対する鋭敏な感覚は、*memoria*を巡る所相にも影響を与えることになつた。*memoria*の本質的特性は時空を超えて過去を再現することにある。記憶そして過去を想起する際に用いられる覚え書きを意味した

*memoria*は、時間認識の新たな局面に際して、その語義を広めて多面的に用いられるようになる。人の記憶は失われやすく、うつろい易い現在をとどめるには不確かだといふ認識が前提となつて記憶の保存に文書が用いられるようになった。一見すると当たり前のように見られる文字化して残すといふこの行為は、人間の記憶は視覚的に残してこそレファレンスが可能であるといふ古典文化の修辭学の伝統の流れにおいて理解されなければならぬ。過去を失ふことは未来をも危うくする。記憶を保存し、次世代に伝えることは時間を超えて人間の営みを肯定することを意味している。十二世紀末に広まつた終末論的歴史観はこの現世志向の動きに歯止めを掛けるものであつたが、⁽⁶⁾十二世紀に生まれた時の流れに対する強い認識は失われることはなかつたのである。

(1) Walter Freund, *Modernus und andere Zeitbegriffe des Mittelalters*, Köln-Graz 1957; 十二世紀の歴史叙述を構造史の立場から分析したものとしてみず第一に、池上俊一「十二世紀の歴史叙述と歴史意識」『中世の歴史観と歴史記述』創文社一九八四年 所収が挙げられる。

(2) オットーとほぼ同時代人のサン・ヴィクトールのユークは、時間を動的な連続 *successio mutabilitatis* と捉え、過去―現在―未来といふ一つの流れを永遠と対置した。

ユーグは時間意識を欠いた世界観に警告を発し、歴史は過去との結び付きを無視しては意味を持たないと論じた。現在は単なる過去の続きでは無く、神による人間の救済は歴史的現在のどの瞬間にも顕示され得ると理解する⁽³⁾とにより、時間の経過それ自体に救済史的意味付けを与えたのである。ヴァイバルトの学友でビザンツとの外交関係に手腕を振るったハーフェルベルクのマンゼルクも歴史的現在に肯定的な評価を与えた歴史家の一人である。Vgl. Joachim Ehlers, Hugo von St. Viktor. Studien zum Geschichtsdenken und zur Geschichtsschreibung des 12. Jahrhunderts, Wiesbaden 1973; R.W. Southern, Aspects of the European Tradition of Historical Writing: 2. Hugh of St. Victor and the Idea of Historical Development, in: Transactions of the Royal Historical Society, Fifth Series, Volume 21 (1971), pp.159-179; 泉谷典「ヤン・ヴァン・デル・ブローネにおける救済史の概念」中世思想研究 XXX (一九八八) 一五—四四頁; Jay Terry Lees, Anselm von Havelberg, 'ecclesia' and 'historia' in the 12th century. 1982 Tulane Univ. Diss.; Kurt Fina, Anselm von Havelberg. Untersuchungen zur Kirchen- und Geistesgeschichte des 12. Jahrhunderts, in: Analecta Praemonstratensia 32 (1956), S.69-101, 193-227; 33 (1957), S.5-39, 268-301; 34 (1958), S.13-41; Wilhelm Berges, Anselm von Havelberg in der Geistesgeschichte des 12. Jahrhunderts, in: Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands V (1956), S.39-57.

- (3) Giles Constable, Past and Present in the Eleventh and Twelfth Centuries. Perceptions of Time and Changes, in: L'Europa dei secoli XI e XII fra novità e tradizioni, Milano 1989, S.135-170; Gillian R. Evans, Past, Present and Future in the Theology of the Late Eleventh and Early Twelfth Century, in: Studia Theologica 32 (1978), pp.133-149; Dies., A change of mind in some scholars of the eleventh and early twelfth centuries, in: Religious Motivation: biographical and sociological problems for the church historian (Studies in Church History 15) Oxford 1978, pp.27-38; Beryl Smalley, Ecclesiastical attitudes to novelty c.1100-c.1250, in: Church Society and Politics (ed. Derek Baker), (Studies in Church History 12) Oxford 1975, pp.113-131.
- (4) Thomas Hildbrand, Quellenkritik in der Zeitdimension .Vom Umgang mit Schriftgut. Anmerkungen zur theoretischen Grundlegung einer Analyse von prozesshaft bedeutungsvollen Schriftgut mit zwei Beispielen aus der mittelalterlichen Ostschweiz, in: Frühmittelalterliche Studien 29 (1995), S.349-389.
- (5) Vgl. M.T. Clanchy, From Memory to Written Record. England 1066-1307, Oxford 1993².
- (6) 十一世紀を代表する神学者フイオレノのロマヒムは、人間が神による救済を得られるに至るまでをマウグステイヌスの救済史論と三位一体論を土台にして、歴史段階的に理解していった。

VI. 結語

以上見てきたように、十一世紀に memoria を巡って人々の意識の中に何らかの変化が起きていたことが明らかとなった。memoria Ⅱ 死者の想起という単純な定式化はもはや通用せず、古典文芸の復興と共に再び現れた記憶としての memoria は、当時人々の心に強く意識されていた現世の移ろい易さ、人間の記憶の不確かさといったものと結び付いてネガティブな文脈で用いられることが多くなる。こういった表現が文書作成の理由付けにあたる Arenga に見られることは何等驚くには値しないが、公文書の数が飛躍的に増大したまさにこの時期、神と人とを繋ぐ信仰の手段であった memoria が、人間の特性の一つとして強く意識されたことは注目に値すべきであろう。しかしながらこの動きはこの時点において必ずしも信仰からの脱却を意味しはしなかった。人間の記憶の不確かさは、それが時間という超越した存在に支配されているからであり、この超越した時間を支配する神と人間を対置することにより、キリスト教の救済史観は新たな段階に入ったのである。